

くらしの法律救急箱



第71回 未分割遺産にまつわるギモン

1 未分割遺産についての相続人の権利

遺産分割前の相続財産は「相続人の共有」とされませんが、相続人がどのように権利行使できるかは遺産の内容によって異なりますので、代表的な相続財産である、預金と不動産について説明します。

2 預金

かつて預金は、遺産分割を経なくても、各相続人に当然に分割されると捉えられていました。そのため、相続人が銀行に対して自身の相続分に応じた預金の払戻しを求めた場合、銀行としては応じなければならぬはずでした。しかし、実際は、全相続人が署名押印した手続書類の提出を求める銀行が多く、事実上、他の相続人の同意が必要となっていました。そのため、他の相続人が協力しない場合、相続分に応じた預金の払戻しをしてもらうには、銀行を相手取って裁判を起さなければなりませんでした。

しかしながら、平成28年に最高裁は、それまでの判例を変更し、普通預金が遺産分割の対象になると判断しました。その理由の一つとして、預貯金は、遺産分

割の際に「調整機能」を果たすことが挙げられています。相続人の中には、被相続人の生前に贈与を受けた人がいたり、被相続人の介護や財産維持に貢献した人がいたりします。それらは遺産分割の際にプラス・マイナスされるべきものですが、遺産分割前に、相続人が勝手にその相続分に応じた預金を先に払い戻してしまっていると、遺産分割協議での調整（プラス・マイナス）ができなくなる場合もあり、相続人間の不公平を招くことがあります。

この判例変更により、普通預金については、遺産分割を経るか、相続人全員が合意しない限り、払戻しはできなくなりました（平成29年に、定期預金・定期積金についても同様の判決がありました）。

【遺産分割の前に払戻しを受ける方法】

令和元年7月1日施行の民法の規定により、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いなどのためにお金が必要になった場合、各相続人は単独で、各口座の「相続開始時の預金額×3分の1×払戻しを行う人の法定相続分」（ただし、1つの金融機関（複数あれば全支店）での上限150万円）の払戻しを受けることができるようになりました。また、家庭裁判所に遺産



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

分割調停・審判が申し立てられている場合には、家庭裁判所の審判を得て、相続預金を仮取得することができます。ただし、生活費のためなど「仮払いの必要性」が認められ、他の相続人の利益を害しない場合に限られます。

3 不動産

遺産分割までの間、相続人は不動産を共有することになります。その不動産が、賃貸中の不動産である場合、遺産分割までの賃料は、原則として、法定相続分に応じ、各相続人が分割して取得することになります。逆にいえば、各相続人が自分の相続分の割合に応じた額を賃借人に請求できるようになります。このような請求を受けた場合、賃借人としては賃料を分けて支払わなければならないと考えてしまいます。通常は、相続人の一人が代表となり、「賃貸人が亡くなって相続が発生したため、振込先口座を変更します」と賃借人に通知し、支払われた賃料を分配するのが一般的です。

なお、賃貸人が亡くなっても賃貸借契約は消滅しません。では、相続人単独で、賃貸借契約を終了させることはできるのでしょうか。「共有」の法律関係は対

象となる行為によって取扱いが異なります。修繕などの「保存行為」は各人が単独でできる、利用・改良などの「管理行為」は共有持分の過半数で決する、売却などの「処分行為」は相続人全員の同意が必要です。賃貸借契約の終了は管理行為に当たり、持分の過半数で決することになります。

【相続登記の義務化へ】

不動産の相続開始後、法定相続分に対応する相続登記をすることができませんが、現在は、相続が発生しても登記は義務ではありませんので、遺産分割協議が成立するまでの間は、前所有者の名義のままとなっていていくことが多いでしょう。それが長期に及ぶと、所有者の把握が難しくなることもあり、社会問題化しています。

この度、相続や住所・氏名を変更した際に、土地の登記を義務付ける法改正案が成立しました。相続から3年以内に申請を必要とし、怠った場合の過料（10万円）の制裁も盛りこまれています。相続に関する話し合いは切り出しづらいこともありますが、相続登記の義務化がそのきっかけになるかもしれません。